

## 入札公告

(分任支出負担行為担当官)  
海上自衛隊大湊地方総監部経理部長  
窪田 修 司

下記のとおり、一般競争入札に付します。

### 1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
06-1-1024-2610-1528	馬鈴薯外(令和6年6月分)	令和6年6月1日(土)～ 令和6年6月30日(日)	大湊造修補給所 各隊糧食庫

### 2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

### 3 入札手続等

- 仕様書又は内訳書の交付期限  
日時:令和6年5月15日(水) 16時45分 受領の際に資格審査結果通知書の写しを提出すること。  
なお、遠方であるため直接仕様書又は内訳書の受領ができない場合は、「入札参加申込書」に資格審査結果通知書を添えてFAXで送信すること。確認後、仕様書又は内訳書を契約課審査係がFAXで送付する。
- 入札の日時及び場所  
日時:令和6年5月16日(木) 9時00分  
場所:大湊地方総監部経理部契約課入札室  
(ただし、郵送による入札書の受領期限は、令和6年5月15日(水) 16時45分必着  
入札書の送付先:〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課)
- 入札方法:単 価
- 入札の無効  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した者。  
イ 電送による入札。  
ウ 仕様書又は内訳書を交付期限までに受領していない者。  
エ 見本提示品で、見本審査に合格しなかった者。

### 4 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金:免 除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記載した金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率)に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### 5 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

### 6 適用する契約条項

売買契約一般条項

### 7 入札及び契約心得並びに契約条項を示す場所

大湊地方総監部経理部契約課入札室

### 8 その他

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので各入札者は、消費税課税免税業者を問わず、見積もった金額の100分の100(軽減税率対象品目については108分の100、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率)に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税基準と一致しないものは除く。
- 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、さらに封筒に封入し、封筒表面に件名を朱書の上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。  
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>)
- 中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、流動資産担保融資保証制度を利用することができる。その場合、「債権譲渡制限特約の部分的解除に関する特約条項」を適用する。

### (5) 問い合わせ先

〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課  
電 話 : 0175-24-1111 (内線2252) FAX : 0175-29-1659

(担当:木村)

# 内 訳 書

★印は緊急の所要への対応品目

項目 番号	品 名	単 位	予定 数量	規 格	予 算 額	
					単 価	合 計
1	馬鈴薯	KG	960	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
2	長芋	KG	80	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
3	ほうれん草	KG	100	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
4	人参	KG	470	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
5	にら	KG	40	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
6	ピーマン	KG	90	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
7	チンゲンサイ	KG	50	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
8	トマト	KG	210	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
9	三つ葉	KG	10	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
10	アスパラガス	KG	20	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		

# 内 訳 書

★印は緊急の所要への対応品目

項目 番号	品 名	単 位	予 定 数 量	規 格	予 算 額		
					単 価	合 計	
11	じゅんさい	PK	10		海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
12	豆苗	EA	30		海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
13	サラダ菜	KG	30		海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
14	わけぎ	EA	200		海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
15	きゃべつ	KG	1330	★	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
16	玉葱	KG	1850	★	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
17	にんにく	KG	20		海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
18	レタス	KG	420	★	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
19	茄子	KG	150	★	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
20	胡瓜	KG	230	★	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		

# 内 訳 書

★印は緊急の所要への対応品目

項目 番号	品 名	単 位	予定 数量	規 格	予 算 額	
					単 価	合 計
21	レモン	KG	20	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
22	メロン	BX	20	海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
23	しいたけ	PK	280	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
24	えのきたけ	PK	250	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
25	しめじ	PK	460	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
26	鶏卵	KG	1310	★ 海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書のとおり。		
				参考銘柄はあくまで参考であり、当該銘柄を指定するものではない。その他、納入、検査等の細部については海上自衛隊仕様書のとおり。		
				「海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書」については、インターネット検索「海上自衛隊入札公告 大湊地方総監部」に掲載のほか、インターネット環境が無い業者については、大湊造修補給所計画調整部需品管制科糧食係と調整の上、取得されたい。(0175(24)1111内線2813)		
				以下余白		

調達要求番号：06-1-1024-2610-1528

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
名称	馬鈴薯外 (令和6年6月分)	承認年月日	
		作成年月日	令和6年4月23日
		改正年月日	
		大湊造修補給所計画調整部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、大湊造修補給所において調達する糧食品について規定する。

## 2 糧食品に関する要求

### 2.1 規格

糧食品の規格については、この仕様書及び内訳書ならびに大湊造修補給所糧食品規格書による。

## 3 品質保証

### 3.1 見本審査

#### 3.1.1 審査及び承認

官側が内訳書において、見本の提示を要求する品目（「見本提示」と記載された品目）について、審査及び承認を受けるものとする。見本提示する品目において、規格が表示されている箱等も合わせて提示すること。

#### 3.1.2 審査実施場所

大湊造修補給所生糧品受け渡し場

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

一般商慣習による。ただし、官側が特に指示した場合は、指示された包装とする。

### 4.2 容器の取扱

容器は、原則として納入業者負担とする。ただし、用済み後返却する容器については、官側で回収し納入業者に返却する。

### 4.3 包装の表示

包装の表示は、外装の見やすい箇所に次の項目を表示する。

#### 4.3.1 生鮮品

- a) 品名（ただし、外側から内容を確認できるものについては、省略できる。）
- b) 数量
- c) 産地
- d) 納入先の各部隊等の名称

#### 4.3.2 その他の品目

- a) 品名。
- b) 数量。
- c) 納入先の各部隊等の名称。
- d) 製造業者名又は販売業者名。
- e) 品質保持期限。
- f) 製造年月日。

## 5 発注

### 5.1 発注方法

納入日の5日前までを標準として、官側は発注書を作成し、納入業者に連絡する。ただし、発注後に品目、数量、納入日時等に変更がある場合は、納入業者は官側に変更された品目、数量を指定された納入日時に納入すること。

### 5.2 発注書

発注書の様式は、付紙1（陸上部隊（大湊弾薬整備補給所、下北海洋観測所を除く。））及び付紙2（海上部隊（大湊弾薬整備補給所、下北海洋観測所を含む。））とする。

### 5.3 特別な対応

緊急の所要が発生した場合は、官側の指示より内訳書規格欄に★印のついた品目のうち指定する数量を発注後2時間以内に指定された場所に納入すること。

## 6 納入

### 6.1 納入日時

次の各号に示す納入日時を標準とするが、官側が別に納入日時を指定した場合は、官側が指定した日時とする。

#### 6.1.1 海上部隊

- a) 夏季（4月1日～11月30日）  
月、水、金曜日：0830～0900。
- b) 冬季（12月1日～3月31日）  
月、水、金曜日：0900～0930。

#### 6.1.2 陸上部隊

夏季及び冬季（4月1日～3月31日）  
月、水、金曜日：0800～1000。

### 6.2 納入要領

発注した品目を、指定された納入日に納入すること。

### 6.3 納入場所

次の項目の中で指定された納入場所。

- a) 大湊造修補給所生糧品受け渡し場（下北海洋観測所の分）
- b) 大湊基地業務隊
- c) 第25航空隊
- d) 大湊弾薬整備補給所

e) 官側が別に指定する場所。

#### 6.4 検査

a) 品質（きょう雑物、異物を含む）、外観、数量を検査する。ただし、商用梱包の開封又は冷凍品の解凍後等の納入品の使用時に発覚した品質等の不備については、官側からの連絡をもって協議するものとする。官側との協議により艦艇の行動に影響を及ぼすような場合は、速やかに良品と交換する等の処置を講じるものとする。

b) a)項に記す協議の結果、第3者の検査機関に検査を要すると判断された場合、その所要経費については納入業者側の負担とする。

c) 検査において官側が要求する規格外の商品、欠品、その他の不備により不合格となった場合は、速やかに良品と交換する等の処置を講じるものとする。

d) 検査は、この仕様書 5.3 項及び本項 b) に記す理由から、原則として納入業者が立ち会うものとする。

#### 6.5 原材料の採取等

a) 原材料とは、大湊造修補給所が調達する調理用食材をいう。

b) 原材料の採取は、生糧品納入時に行い、部隊発注分の一部から品目ごとに受領検査官が行う。

c) 採取に必要な消耗品は、官側で用意する。

d) 原材料は、一般流通規格を維持し、洗浄及び消毒を行ってはならない。

#### 7 提出書類

a) 納品書：5部

b) 納入伝票：2部（納入時に提出）付紙3による。

なお、用紙の規格は、A列4番とする。

納入伝票については、品名、単位、数量、期限表示（生鮮品を除く。）、産地（生鮮品のみ。）を記入すること。

#### 8 その他

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。







